

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会  
牛豚等疾病小委員会  
第 19 回議事録

農林水産省動物衛生課

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会  
第19回牛豚等疾病小委員会議事次第

日 時：平成23年7月12日（火）13：00～15：33

場 所：農林水産省本省 秘書課研修室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 審 議

4. その他

5. 閉 会

○国内防疫調整官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会」第19回「牛豚等疾病小委員会」を開催いたします。

私は、本小委員会の事務局を担当しています、伏見でございます。よろしくお願いいたします。

今般、食料・農業・農村政策審議会の委員の改選が行われ、後ほど、再度、委員長を選出していただく必要がございます。委員長が選出されるまでの間、私が司会進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の奥原からごあいさつ申し上げます。

○消費・安全局長 梅雨も明けまして、猛暑という雰囲気になってまいりましたが、この暑い中、たびたびお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

それから、二度に分けました現地調査にも、多数の御参加をいただきまして、深く御礼を申し上げます。

この小委員会でも、この飼養衛生管理基準、それから指針につきまして、これまで何度か御議論をいただいておりますが、先週、7月6日に家畜衛生部会も開催をいたしまして、懇談会という形で、この基準なり指針についての御意見も伺ったところでございます。

それから、都道府県の方からもいろんな意見をいただいておりますが、今日も幾つか御紹介をさせていただきたいと思っておりますが、こういった意見も踏まえまして、この指針、それから飼養衛生管理基準、これを現場で本当に、この防疫レベルが上がっていくような形で、うまく制定をしていきたいと考えております。

中身だけから見れば、高ければ高いほどいいということになりますが、一方で、現場で、それが着実に実行されるということも必要でございますので、そのところをどういうふうにやっていくか、非常に微妙な話があるかと思っておりますが、本日は、そのことも踏まえまして、忌憚のない御意見をひとつよろしくお願いいたします。

○国内防疫調整官 どうもありがとうございました。それでは、本日は、委員の御紹介は省略させていただきますが、東北大学の佐藤委員が都合により、御欠席と御連絡をいただいております。

牛豚等疾病小委員会の委員数は、9名でございますが、本日は、8名の委員の御出席をいただいております。よって、食料・農業・農村政策審議会令第8条の規定により、本小委員会が成立しておりますことを御報告いたします。

議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、資料1から資料7までと参考資料がございます。それに机の上に配っております追加資料といたしまして、西委員からいただいております「飼養衛生管理基準（案）に対する検討課題及び提案」と、もう一枚、現在、集計中ではございますが、都道府県からの意見についての抜粋というのがございます。

資料につきましては、委員限りとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の進行でございますが、先日、食料・農業・農村政策審議会の委員の改選が行われ

たことから、再度で恐縮ではございますが、まず、牛豚等疾病小委員会の委員長の互選をさせていただきます。

続いて、1つ目として、飼養衛生管理基準の改正。

2つ目として、早期通報の対象となる症状の特定。

3つ目として、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更につきまして、これまで2回の御審議により、本小委員会としての御意見は集約されてきてはおりますが、都道府県からの意見照会状況を御報告させていただきます。

また、そのほか、牛疫、牛肺疫及びアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の制定につきまして、事務局案を作成いたしましたので、御審議いただきます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

初めに、委員長の互選をさせていただきます。委員長は、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規第4条によりまして、本小委員会に所属していただいております、岡部委員、西委員、村上委員の3名の臨時委員会の中から、本小委員会に属する臨時委員の互選によって定めることとなっております。

ここで、事務局からの御提案でございますが、委員長につきましては、第17回の本小委員会において互選により村上委員が選出されたばかりであり、今般の食料・農業・農村政策審議会委員の改選後も、本小委員会の委員は変わっていないことから、本日におきましても、委員の互選により、村上委員が再選ということで、進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○国内防疫調整官 ありがとうございます。それでは、互選により、村上委員が選出されましたので、これからの議事進行につきましては、村上委員長にお願いしたいと思います。

村上委員長、よろしくお願いいたします。

○村上委員長 委員長に選出されました、村上でございます。本日は、活発な御議論をよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から飼養衛生管理基準の改正について、御説明をお願いします。

○川田補佐 それでは、私の方から、飼養衛生管理基準の案につきまして、御説明を申し上げます。

資料1でございます。A3の横の紙をごらんいただきたいと思います。

先ほど、局長の方からお話がありましたように、7月6日に家畜衛生部会が開かれまして、その際、委員の方々からコメントをいただいております。そのコメントを踏まえまして、事務局で検討しまして、修正箇所について御説明をさせていただきます。

まず、1枚目でございますが、3番「衛生管理区域への不要不急な者の立ち入りの制限」という項目をごらんいただきたいと思います。

ここの項目につきまして、後段の括弧書きでございますが、観光牧場など、多数の者が立ち入ることが想定される施設であって、衛生管理区域の出入口における手指や靴底の消

毒等立ち入りの際の病原体持ち込み・持ち出し防止ルールをあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なルールであると確認している場合を除くという部分を追加してございます。

この記述につきましては、7番の項目であるとか、報告事項の項目にも同じような記載が書いてございますが、同様の規定を3番のところにも設けるべきという委員の方のコメントを踏まえまして、追記をしてございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、7番でございますが「他の畜産関係施設へ立ち入った者等が衛生管理区域へ立ち入る際の措置」という項目でございます。

この7番につきましては、原文といたしましては、上から4行目の後段、立ち入らせる場合にはという前に、やむを得ずという言葉が入ってございました。この点につきましても、委員のコメントを踏まえまして、やむを得ずということであると、読めないことはないけれども、日常の畜産を営む上で、こういった入場者がほとんどであろうということで、それなりに衛生意識を持っている者に対して、やむを得ずという書き方はどうかというコメントがございましたので、そのコメントを踏まえまして、入国した者は、必要がある場合を除きという文言に修正をしてございます。

したがいまして、入国した者は、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすることと、それで、立ち入らせる場合にはというふうにつなげたいと思います。

続きまして、1枚めくっていただきまして、8番の項目でございます。この8番の項目でございますが「他の畜産関係施設で使用した物品を衛生管理区域へ持ち込む際の措置」ということでございますが、上から3行目「物品を衛生管理区域内に持ち込む場合には」というふうに修正をしてございます。元の案といたしましては、「物品を衛生管理区域及び畜舎内に持ち込む場合には」というふうな記述でございましたが、そもそも畜舎は衛生管理区域の中にあるということから、衛生管理区域内に持ち込むというのみで包含されるのではないかというコメントを踏まえまして修正をしてございます。

続きまして、10番でございます。「給餌設備や給水設備等への家畜及び野生生物の排泄物等の混入防止」という項目でございますが、2行目の冒頭でございますが、1行目から読みますが「畜舎の給餌設備・給水設備及び飼料の保管場所にねずみ」とつながっておりますが、原案といたしましては、「保管場所に家畜及びねずみ」というふうな記述がしてございました。この点につきましては、家きんの項目にも同じような項目があったのですが、そもそも餌の設備、いわゆる餌入れの中に、家きんの糞などが入らないようにするというのは、どだい不可能な話であって、自ら飼養する家畜のものは除くのではないかということでございましたので、この部分の「家畜及び」というのを原案から除きまして、保管場所にねずみ、野鳥等の野生生物の排泄物等が混入しないよう必要な措置を講じることというふうに修正をしてございます。

それから、失礼しました、修正ミスでございますが、タイトルに「家畜及び」という家畜が残っておりますので、この部分も削除ということになります。給水設備等への野生生物の排泄物等の混入防止というふうに修正をしたいと思っております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、12番でございます。「畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等」という項目でございます。上から3行目ほど、その他体液が付着した物品を使用する際にはというのが原案でございましたが、そもそも当初の案といたしましても、酪農で使用するミルカー等については1頭ごとの消毒等は、適用除外というふうな整理をしておりました。また、委員の方からも、生乳は含まれるのかという御質問がございましたので、そもそも明確にここは生乳を除くという文言を追記しております。したがって、その他体液（生乳は除く。）というふうに修正をしたいと思います。

続きまして、1枚めくっていただきまして、15番でございます。「特定症状がある場合の早期通報と出荷停止」という項目でございます。

この項目につきましては、委員のコメントをいただきまして、若干、明確化をするということがございました。具体的には、上から3行目、後段「また」以降でございますが「農場からの」という言葉を追記してございます。

それから、その行の後段ですが「並びに当該衛生管理区域内の物品をむやみに衛生管理区域外へ持ち出さないこと」という部分を追記しております。

これは、16番にも同様の記載があるのですが、16番では、農場からの家畜の出荷を行わないというふうな書き方がしてあったのですが、15番には、それが抜けていたもので、この部分を追加しております。それから、特定症状ということも踏まえまして、衛生管理区域内の物品をむやみに持ち出さないことという文言を追記しております。

続きまして、2枚ほどめくっていただきまして、欄外の注でございます。ここは、細かい文言の修正でございますが、注の1、飼養頭数となっていたのを飼養頭羽数というふうに修正しております。

それから、注1の2行目でございますが、中段ほどに、だちょう10羽未満というふうな書き方がしてございますが、以前の案では、10羽以下というふうに書いてございましたが、現状、100羽以上の飼養の農家については、報告徴求の義務をかけておりますので、その100羽以上ということとの整合性から未満という言葉に修正をしております。

あとは、注の2でございますが、中段ほど、同様に飼養頭羽数と、それから、同じく注2の中段以降、括弧書きの部分でございますが、括弧内に埋却地等の準備関連ということで、これは、飼養衛生管理基準のそもそもの大項目の中で、埋却地等の準備という言葉に項目を変えておりますので、そこは文言を合わせたという修正でございます。

飼養衛生管理基準の案の修正については、以上でございます。

続きまして、お手元に配付してございます「都道府県からの意見について（抜粋）」というA4の2枚つづりになってございますが、こちらをごらんいただきたいと思います。

この部分につきましては、昨日が締め切りだったのですが、都道府県に意見照会をかけてございます。現在、集計中であり、未定稿というところでございますが、現状で都道府県から挙げられている意見を、抜粋版ではございますが、御紹介をしたいと思います。

まず、1点目でございますが、農家ごとに受け止め方が違っては困るので、飼養衛生管

理区域の基準を明確にするべき。例えば、飼料保管場所、堆肥保管場所、採草地、駐車場、敷地内の通路は飼養衛生管理区域となるのか、これは、青森県、同様に秋田県、岩手県から寄せられております。

2点目でございます。小規模農場においては、消毒を行う場所や専用服の着用場所等については、農場ごとに判断すればよく、衛生管理区域を設定する必要はない。これは、神奈川県からの意見でございます。

3点目でございます。現状では、消毒設備を備えている農場はほとんどないことから、石灰帯で車両タイヤの消毒を行うことも認めるべき。これは、北海道からの意見でございます。

4点目でございます。寒冷地では、冬季に消毒施設が凍結するため、車両消毒等を実施するのは困難。これは、北海道、秋田県から寄せられております。

5点目でございます。入場者専用の衣服・靴を備えるのみでなく、それに準じる方法として身体等の消毒をする、長靴カバーの着用や、消毒または廃棄が容易な衣服を使用するなどの手法も認めるべき。これは、北海道、熊本県から寄せられております。

6番目でございます。給餌設備や給水設備等の混入防止対策については、施設改善経費を伴うため、①といたしまして、経過措置を設けるべき、これは秋田県から。努力義務規定にすべき、これは岩手県、大分県から寄せられております。

7点目でございます。1枚めくっていただきまして、埋却地の1頭当たりの確保面積は具体的に明記すべきではない。これは山梨県、滋賀県から寄せられております。

また、埋却地の確保は、義務付けとすべきではなく、努力義務とすべき。これは、群馬県、広島県、徳島県から寄せられております。

8点目でございますが、疫学調査の必須事項であるため、記録事項に輸入粗飼料の利用の有無を追加すべき。これは、岩手県から寄せられております。

9番目でございます。大規模農場の管理獣医師については、あくまでも農場が選択することで、飼養衛生管理基準で定めるべきではない。これは、神奈川県から寄せられております。

10番目でございます。馬については、他の畜産農場とは飼養形態が明らかに異なることから、別立ての基準設定が必要。これは、北海道から寄せられております。

以上でございます。

○村上委員長 ありがとうございます。今の内容について、委員から御意見、御質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○西委員

○村上委員長

○西委員

[REDACTED]

○村上委員長 [Redacted]

[Redacted]

○動物衛生課長 [Redacted]

[Redacted text block]

○村上委員長

[Redacted text]

○西委員

[Redacted text]

[Redacted text block]

[Redacted text block]



[Redacted text block]

[Redacted text]

[Redacted text block]

[Redacted text]

[Redacted text block]

[Redacted text]

○村上委員長 [Redacted text]

[Redacted text]



[Redacted]

○村上委員長 [Redacted]

○清水委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○村上委員長 [Redacted]

○西委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○動物衛生課長 [Redacted]

[Redacted]

○西委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○清水委員 [Redacted]

○村上委員長 [Redacted]

○恒光委員 [Redacted]

[Redacted]

○村上委員長 [Redacted]

[Redacted] そのこのところも含めて、皆様方の御意見を踏まえて御一任いただければ  
と思いますが、いかがでしょうか。御異論ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○村上委員長 ありがとうございます。それでは、今の御意見をちょうだいして、適切に  
修正をした後で、次回の家畜衛生部会において、事務局から報告していただくということ  
にいたします。

本小委員会の審議の経過につきましては、家畜衛生部会において、私から御報告いたし  
ます。

それでは、引き続き、早期通報の対象となる症状の特定について、事務局から説明をお  
願いします。

○川田補佐 それでは、引き続きまして、私の方から、このような1枚紙でございますが、  
資料2に基づいて説明をさせていただきます。

この早期通報の届出が必要な症状、家伝法第13条の2、第1項に基づく届出が必要な

症状につきましては、この関連の第1回目の会合の時点から御議論をいただいております。

前回の小委員会において、前々回、委員からコメントがありました、家畜種ですね、牛、水牛、鹿、めん羊、これらの分類等について、前回の小委員会で御説明を差し上げたところでございます。

基本的には、前回の小委員会に提出をさせていただいた資料と変わってはいませんので、私から再度簡単に読み上げをさせていただきたいと思っております。

まず、口蹄疫につきましては、次に掲げる1～3のいずれか1つ以上の症状を呈していることを発見した獣医師または家畜所有者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならないということでございます。

畜種につきましては、そこにもありますように、牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししと、すべて共通でございます。

まず、症状といたしましては、1番の①として39℃以上の発熱を示した家畜が、②といたしまして、泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下または泌乳停止のいずれかを呈し、1-③でございますが、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭または乳房のいずれかに水疱、びらん、潰瘍または癒痕を呈している場合、これがまず1つ目でございます。

ただ、鹿におきましては、1-①、発熱の基準と、1-③でございますが、水疱等の基準、こちらを呈している場合という整理をしたいと思います。

2つ目といたしまして、同一の畜房内において、その口腔内等に水疱等を呈している家畜が複数頭存在している場合。

③といたしまして、同一の畜房内において、哺乳畜の半数以上が過去2日以内に死亡した場合。ただし、この3番の基準につきましては、この症状、死亡を呈している原因が不適切な飼養管理、急激な気温の変化または火災、風水害その他非常災害等明らかな場合は除くというふうにしたいと思います。

これらの基準のいずれかに該当する場合には、直ちに通報がされるという基準でございます。

その下に参考として書いてございますが、13条の2第4項に基づき、届出と同時に検体を提出させる要件というのも別途定めることとなっております。

その基準につきましては、参考以下に書いてございますが、届出を受けた都道府県知事は遅滞なく、当該家畜の写真等の資料を添えて農林水産省に報告することとするが、次のいずれかに該当する場合には、報告の際に検体を提出することとするという基準となっております。

1つ目といたしまして、複数の畜房において、上記の1から3までに掲げる症状のいずれか1つ以上の症状を呈していることを確認した場合。

これは、各畜房において確認される症状が同一のものであることは要しないという規定

にさせていただきます。

2つ目といたしまして、単飼の場合にあつては、隣接する畜房において上記の1または2に掲げる症状を呈していることを確認した場合。

この1番と2番の基準につきましては、省令で定めることとしております。

3番目といたしまして、その他、農林水産大臣が検体の提出を求める場合、これは、別途、改正家伝法第13条の2の第6項で、このような定めがさせていただきますので、この1番から3番が報告の際に検体を提出する要件ということで定めたいと考えております。

なお、この基準等につきましては、委員長の方からも御提案がありましたように、その科学的知見等によって、見直すこととするというふうに考えてさせていただきます。

以上でございます。

○村上委員長 ありがとうございます。今の内容について、委員から御質問、御意見はございませんか。

どうぞ。

○西委員 [Redacted]

○村上委員長 [Redacted]

○津田委員 [Redacted]

○西委員

○動物衛生課長

○村上委員長 ほかにありますか。ほかにないようでしたら、本件については、諮問事項ではございませんが、本小委員会においては、事務局案について、おおむね了としてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上委員長 ありがとうございます。それでは、引き続き、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について、事務局から説明をお願いします。

○嶋崎補佐 それでは、私の方から資料3「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針(案)」について御説明させていただきます。

前回の本小委員会で御指摘をいただきまして、事務局の方で修正した箇所、ここを中心に御説明させていただきます。誤字、脱字ですとか、それに準ずるような修正は省略させていただきます。

まず、5ページになりますが、2の都道府県の取組というところですが、(2)の②のところの研修会の実施というのがありますけれども、その中で、大規模飼養農場の後の括弧内に水牛ですとか、めん羊を入れるようにという御指摘が前回ございましたので、今回、その括弧内を、牛及び水牛にあっては200頭以上、めん羊、山羊、鹿及びいのししにあっては3,000頭以上というふうにさせていただきました。

また、その後、定期報告の話があるのですが、それについては、法的根拠を記載するようにという御指摘もありましたので、次の行のところに、法第52条の規定に基づきというのを追加させていただいてございます。

次に、6ページになりますが、6ページの一番下のところに「市町村・関係団体の取組」と、前回、市町村の取組みについても記載が必要であるという御指摘がありましたので、6ページの一番下のところに「3 市町村・関係団体の取組」といたしまして、市町村・関係団体は、都道府県と連携を密にし、都道府県の取組みに協力するという文章を追記させていただきます。

今度は、ちょっと飛びまして10ページになります。10ページの一番上のところに、(3)、

これは検体を送付した後に講じる措置が書いているのですけれども、前回は①として、法第 32 条第 1 項の規定に基づき、当該農場で飼養している家畜の移動を制限するとなっていたんですが、生産物等も加えるべきだという御指摘がありましたので、今回、そこを変えまして、法第 32 条第 1 項の規定に基づき、以下の物品の移動を制限するといたしまして、以下の物品としてアからエを記載させていただいております。

なお、家畜自体は、既に通報の時点で、移動の自粛というふうになっていますので、ここには書いてございません。

続きまして、また、ちょっと飛びますが、19 ページをお願いいたします。19 ページの上の方、「2 死体の処理（法第 21 条）」というところがありますけれども、このところの（1）のところでございますが、死体は 72 時間以内に埋却する旨の記載があるんですけれども、埋却の条件を記載するようにという御指摘を受けております。

今の指針では、埋却の場合は、地質、地下水の高低、水源との関係、周辺対策等を関係機関と協議するというようなことが書いてあるのですけれども、これにつきましては、別途作成しています防疫マニュアルの中でも埋却のことが細かく記載されていますし、今の指針のものをそのまま入れるというのもちょっと具体性に欠けるかなと思ひまして、今回、この発生農場またはその周辺の後ろに括弧書きとしまして、人家、飲料水、河川及び道路に隣接しない場所であって、日常人及び家畜が接近しない場所に限るというものを追記させていただいております。

それから、今度は、23 ページになります。「第 7 通行の制限」というのがありますけれども、これは、御指摘を受けているところではありませんが、第 7 の 3 のところに、通行の制限または遮断の手續、表示等については、家畜伝染病予防法施行令第 5 条となっていて、前回は 3 条となっていたんですけれども、施行令の 3 条は、法第 10 条第 3 項に基づくもので、法第 10 条というのは、家畜以外の動物で口蹄疫とかが出た場合の通行制限の話になります。したがって、この指針は、家畜で口蹄疫が出た場合の話ですので、それは、法第 15 条に基づく施行令第 5 条になりますので、3 を 5 条に変えさせていただいています。ここは、御指摘を受けていませんけれども、事務局の方で修正したものでございます。

続きまして、24 ページになりますけれども、真ん中やや下辺りの「（2）搬出制限区域」というところがございまして、ここは「なお」以下のところを追記いたしました。つまり、移動制限区域が拡大されたら、それに合わせて搬出制限区域も拡大しますよという旨を追記させていただいております。

26 ページになりますが「3 制限の解除」というところの（1）なんですけれども、前回は、臨床検査と血清抗体検査ですべて陰性を確認したら解除というふうに（1）でなっていたのですけれども、今回は、そこは第 11 の 2 の（2）の清浄性確認検査ですべて陰性を確認というふうにいたしました。つまり、臨床検査と遺伝子検査と血清抗体検査、この 3 つで陰性を確認するという形にさせていただきました。

28 ページになりますが、ここは留意事項が書いてあるのですけれども、1 の農場の(2) のところに消毒剤の話が書いてあるのですが、この消毒剤は、21 ページの上から3行目のところに書いてある消毒剤の話と整合性を取るよという御指摘が前回ありましたので、その21 ページの上から3行目のところの部分をつくりこちらの(2) のところに入れさせていただきました。つまり、強いアルカリ性または酸性を有する炭酸ソーダ、消石灰、塩素系消毒剤等というふうにさせていただいております。

その下の「2 飼料・生乳の輸送業者」の項目の(2) のところに、複数の農場を連続して配送または集乳を行わないことというのがありまして、これについては、実効性があるのかというような御指摘がありました。

それに対しまして、その後に括弧として、第11の2の(3) となっておりますが、(2) の間違いでございます。11の2の(2) の清浄性確認検査で陰性を確認した農場を除くというものを追記させていただいております。つまり、清浄性が確認された農場は、はしごしてもいいよという形になっています。

33 ページ「第11 ウイルスの浸潤状況の確認」の1の(2) の2行目のところに「法第32条第1項の規定に基づき、移動を禁止し」というのがあるのですけれども、これは禁止ではなくて制限ではないかという御指摘を前回いただいております。

確かに、法第32条のタイトルは、家畜等の移動の制限となっているのですけれども、32条の本文の方では、禁止し、または制限することができるとなっております。禁止という言葉も入っています。それで、この疫学関連家畜については、強くその移動を禁止すべきと考えまして、ここは禁止のままさせていただきました。

それから、御指摘があったものではないですが、35 ページの上のところに「(2) 清浄性確認検査」というものを加えさせていただいております。これは、抜けていたものを追加させていただいているというものでございます。

41 ページの「第15 発生の原因究明」でございますけれども、ここに疫学調査チームのことを加えることという御指摘がありましたので、2といたしまして、その疫学調査チームのことが書いてございます。

その下の点線で囲っています留意事項のところですが、PCR検査とか血清抗体検査、これを実施する機関、実施者を記載するよという御指摘がありましたので、動物衛生研究所というのを加えてございます。

指針の主だった修正箇所は以上でございますが、この指針案につきましては、各都道府県に意見照会をしましたところ、幾つか御意見がありまして、それについて別途お手元に御用意させていただいております「都道府県からの意見について(抜粋)」の2ページ目の下半分に、この指針に対する意見を紹介させていただいております。いろいろ意見があったのですけれども、全部書き切れませんで、主だったものを3つこちらに御紹介させていただきます。

まず、1番目は、法第51条の規定に基づく立入検査を年1回以上実施するのは困難、

北海道、岩手県、群馬県、大分県の御意見でございます。

埋却地の確保は、家畜の所有者の責務であることから、事前に公有地の情報を提供するべきではない。自ら確保した者が不公平感を抱くおそれもある。これは、青森県、秋田県からの御意見でございます。

最後、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生予防及び防疫は、国、都道府県のみならず、市町村などの地元関係機関・団体との連携が重要であり、その役割等について明記すべき。これも北海道、岩手県からの御意見でございます。

これら、また、その他につきましても、今後、事務局の方で検討いたしますが、本日、こういった御意見も合わせて御意見賜ればと思っております。

以上でございます。

○村上委員長 ありがとうございます。今の内容について、委員から御意見、御質問はございませんか。

どうぞ。

○西委員

[Redacted content]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted text block]

○村上委員長 [Redacted]

○動物衛生課長 [Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

○村上委員長 [Redacted]

[Redacted]

○西委員

○動物衛生課長

○西委員

○動物衛生課長

○西委員

○山本補佐

○西委員

○村上委員長 ほかにありますか。では、ありがとうございました。この件に関しては、議論を2回の小委員会で重ねてきたところでございますので、都道府県の御意見や本日の御意見を踏まえた修正については、私に御一任いただくということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

ありがとうございました。

それでは、今の御意見も伺った上で、適切に修正した上で、次回の家畜衛生部会において、事務局から報告していただくことにしたいと思います。

本小委員会の審議の経過につきましては、家畜衛生部会において、私の方から御報告いたします。

それでは、引き続き、牛疫、牛肺疫及びアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の制定について、事務局から説明をお願いします。

○吉村分析官 それでは、6月にローマのFAOで牛疫撲滅シンポジウムと、第37回FAO総会が開催されまして、私、それに出席したものですから、その概要について説明させていただきます。資料の4です。

それで、撲滅の経緯等ということについては、もう皆さん方、十分に御存じだと思っておりますけれども、もう有史以来、牛疫の記録が残っていると、私が向こうで聞いた話では、ローマ帝国が衰退する一背景にも牛疫があったと、そういう透き間を突いてジンギスカンがヨーロッパまで進行したというようなことで、非常に国際歴史上も重要な疾病であると、近年に至っても、アフリカで牛疫が発生すると、遊牧民族と農耕民族の間で力のバランスが崩れて、いろんないざこざが起きたとか、そういうこともあるような疾病のようです。

それで、ずっと昔からいろいろな対策が取られ、戦後は、FAOが国連の下で、この防疫対策を進めてきた結果、1960年代から70年代に、かなりこの病気がなくなったという状況があったのですけれども、急いで事は仕損ずるといような言葉もあるように、その段階で、ちょっと安心した後に、また病気が出てきたということがありまして、その直後からまたFAOが対策に力を入れて、2001年ケニアにおける発生を最後に、牛疫の発生がなくなったと、そういうこともありまして、牛疫撲滅のためのワクチン接種というのが、

2006年を最後にやめられたということがあります。

その後、FAOが中心となって、世界各地でその牛疫の存在の有無を確認するためのサーベイランスが続けられて、この牛疫のウイルスがサーキュレートしていないということが確認されたという結果を踏まえて、2010年から牛疫の撲滅が成功したという判断に至っております。

それで、今回、今年の5月、パリで開催されましたOIEの総会では、OIEから牛疫が撲滅されたという宣言がされ、この6月にはFAOから同様の宣言がされたということでもあります。

それで、この宣言そのもので、万歳ということでは終わるということではなくて、今後の発生予防と、事後的な発生ということを防止するために、何をすべきか、というような話もございました。それが、2番の1ページの下の方にある決議事項等でございます。(1)で撲滅されたという宣言をしたと。

それから、サーベイランス等を含めて、発生予防のための対策をFAOが継続して実施していくということが求められたということでございます。

次のページ、FAOという国際機関も今までの対策を継続して対応するというに加えて、FAOの加盟国もそれぞれの努力をしていかなければいけないということで、(3)の①にありますサーベイランスをやると、牛疫を疑う病気が出てきていないかどうかということのサーベイランス、これをちゃんとやるということでございます。

それと、②が今日の話題にもなっております牛疫が発生したときの防疫対応、こういったものについて、策定、運用しなさいということが要求されております。

それから、この牛疫が撲滅ということは、この自然界から消えたということが確認されているということであって、このウイルスは、まだ研究施設あるいはワクチン製造施設にはあるということで、そこにあるウイルスの管理あるいは必要でないものについては、処分するということをちゃんとやりましょうねというような要請も第3番目に入っております。

それから、牛疫という病気の重大性にかんがみ、撲滅してから過去の病気、我々の知識とかあるいは技術とか、そういう水準において過去の病気にならないように、技術なり知識なり経験というものを教育あるいは防疫の現場で傳承していきましよう、こういう取り組みをしてくださいという要請もございました。

それから、先ほどウイルスがどこそこに残っているという話もしたわけですが、こういったウイルスを使ってウイルスの製造であるとか、あるいは試験研究をやっているというところもございます。こういうところから病原体が漏出して、牛疫再発生ということにつながるように、あるいは遺伝子操作というようなことで、牛疫の遺伝子の部品を使って、牛疫らしいウイルスをつくるということも起こり得ると、そういうことが起きないように、技術的な支援をしていきましようというようなことが各加盟国に対する要請として挙がっております。

それと、最後に、この牛疫の防疫あるいは 21 世紀に至って、撲滅に至ったその歴史的な経過の中で、いろいろな方の貢献があったわけですが、日本も非常に大きな貢献をしているということで、そういった貢献をされた方々に FAO から表彰がございました。日本から表彰を受けられた方は、中村稔治先生と、それから FAO、OIE で御尽力された小澤義博先生、あるいは組織として、アジアの中心として技術協力をやってきた JICA に対して、表彰状が渡されております。

現在、お元気でいらっしゃる小澤さんと JICA に対しては表彰状に併せてメダルの授与もあったということです。

それで、会議の中で話題になっているのは、こういうふうに病気に撲滅ができたのは、人類で天然痘と牛疫、この 2 つだけだと、病気がなくなるという上では、やはりこの病気は怖いという認識を、国民なりあるいは世界が持つということと、非常に効果的なワクチンが出てくる、それから疫学が非常に単純であるというようなことは、病気をなくす上で重要だと、そういう重要な部分が細くなってくるにしたがって、補完的な対策を実施しないと、病気の撲滅は難しいですねというようなことが話題になっておりました。

以上でございます。

○嶋崎補佐 それでは、続きまして、私の方から資料 5 「牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）」について御説明させていただきます。

前回、この小委で牛疫、それからこの後御説明します、牛肺疫、アフリカ豚コレラの検査フローという 1 枚紙を御議論いただきましたけれども、その結果を踏まえまして、今回、指針案という形で文章の形になっているものをお示しさせていただいたものでございます。

まず、資料 5 の 1 ページ目が前文になりますけれども、前文の 1 と 2 は口蹄疫の防疫指針と同じでございます。3 と 4 が口蹄疫とちょっと違いまして、牛疫は、今、説明がありましたとおり、FAO、そして OIE により撲滅宣言がなされている疾病ですが、何らかの原因で再興する可能性があるので、その防疫対策を構築する必要があるとされています。

また、5 には、口蹄疫と同じように、3 年ごとにこの指針を見直しますということが記載されています。

こうしたことから、2 ページ目の第 1 に基本方針というのを示しますけれども、その基本方針の 2 のところに示しますように、牛疫については、基本、この口蹄疫の防疫指針に準じまして、その発生予防と発生時の初動対応を的確に実行するものというふうにしておりますが、そのままそっくりというわけにはいきませんので、この本指針では、口蹄疫と異なる対応が必要になる、ここに示します（1）から（5）までの事項について規定しております。

なお、3 に示しますように、牛疫は家伝法で予防的殺処分の対象になっていないので、予防的殺処分に関する部分は適用しないものとしています。

次に、3 ページの「第 2 異常家畜の発見及び検査の実施」ですけれども、口蹄疫の指針では、都道府県は家畜の所有者または獣医師から口蹄疫を疑う症状を呈した家畜を発見

した旨の届出を受けた場合が一連の対応が始まる、いわゆるトリガーになるのですが、牛疫の場合は、異常家畜に関する通報があって、それがここに示します①及び②に該当する場合、その以下の一連の対応が始まるというふうになってございます。

それ以降は、基本、ほぼ口蹄疫と一緒にですけども「3 検体の送付」のところ、送付する検体は血清以外にウイルス分離用に抗凝固剤を加えた血液、それから眼瞼ぬぐい液、並びに死亡家畜の脾臓及びリンパ節を送付いたします。

検体の送付後は、都道府県は当該農場に関する疫学情報を提出しますが、4 ページの一番上の①に示しますように、飼養家畜の移動履歴については、過去 28 日にさかのぼって調べるということになっています。この指針と一緒にくっついていて、口蹄疫、牛疫、牛肺疫及びアフリカ豚コレラの防疫措置の実施期間についてという横表がございまして、これをごらんになっていただきますと、疫学調査の期間の欄を見ていただきますと、これは最大の潜伏期間に安全期間として7日間を加えた期間というふうを考えまして、牛疫では最大潜伏期間が21日というふうになっていて、21日プラス7日で28日間というふうを考えました。

ちなみに、口蹄疫は最大潜伏期間が14日という形で、14日プラス7でこの期間は21日間というふうにしてございます。

指針の方に戻っていただきまして、6 ページの「第3 病性の判定」というところですけども、実際、怪しいという話になりますと、動物衛生研究所で遺伝子検査、血清抗体検査、それから ELISA による抗原検査、それからウイルス分離検査が行われます。

その結果、どうなると患畜、疑似患畜になるかという、真ん中からの「2 患畜及び疑似患畜」のところ、まず(1)が患畜となりますけれども、患畜は①のウイルス分離によって、牛疫ウイルスが分離された家畜。②の牛疫の臨床症状が明確であり、遺伝子検査で牛疫ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜。または ELISA による抗原検査により、牛疫ウイルスの抗原が検出された家畜、これらが患畜というふうになります。

また、疑似患畜は、6 ページの一番下の①から次のページの⑥までに該当するのが疑似患畜になります。

⑤のところに、10日間という数字が出てくるのですが、これも先ほどのこの表の別紙を見ていただきますと、この表の一番右側に患畜接触畜を疑似患畜とする期間というのがありまして、括弧で最大潜伏期間の約半分の期間としております。これは、長い潜伏期間のうち、その家畜が感染源となる、つまり、ウイルスを排出する期間は、長く見積もっても後半の半分ぐらいかなと考えまして、最大潜伏期間の約半分といたしました。したがって、牛疫の最大潜伏期間が21日ですから、その約半分の10日間というふうにいたしました。

また、指針の方に戻っていただきまして、今度は8 ページの「第4 移動制限区域及び搬出制限区域の解除」ですけども、まず、移動制限区域と搬出制限区域につきましては、口蹄疫と同様に、移動制限区域が半径10km、搬出制限区域が半径20kmとさせていただきます。

きますけれども、これらの解除要件は、①の移動制限区域内のすべての農場を対象に実施する清浄性確認検査で陰性が確認されまして、かつ②のすべての発生農場での防疫措置が完了し、28日が経過したこと、この2つを満たして解除というふうになります。28日という数字は、先ほどの最大潜伏期間プラス7日間の数字になります。

①のところに出てきます、17日という数字、これは清浄性確認検査の開始時期ですけれども、これも表に載っているのですけれども、最大潜伏期間プラス7日間、マイナス11日間、つまり、移動制限解除までの最短日数、マイナス11日と考えました。この11日というのは、清浄性確認検査の実施期間になるのですけれども、清浄性確認検査は、基本抗体検査がメインになりますが、これが発生があつてから、ある程度期間が経ってから調べた方が、感染があつた場合に、抗体が上がりますので、検出されやすいということがありますので、なるべくすぐに始めずに、しばらく期間を空けた方がいいというのが基本にあります。

そうは言ひましても、移動制限の最短解除日を超えてしまつては、余り意味がないので、超えないように、ぎりぎりのところで検査が終わるように、つまり、移動制限区域内の農場について採材して、ELISAなり、抗体検査などをして、非特異が出た場合でももう一回やるというふうを考えまして、それを大体11日間ぐらいで終わるだろうと考えまして、11日間というふうにしたものでございます。

9ページの「第5 ウイルスの浸潤状況の確認」になりますけれども、基本、口蹄疫と一緒になんですけれども、調査の対象期間は、口蹄疫が21日間なのに対し、牛疫は潜伏期間がちょっと長いものですから、28日間といたしました。

疫学関連家畜は、病性判定日から10日以内に患畜と接触したものは疑似患畜になってしまいますので、それ以上、11日から28日以内のものを疫学関連家畜というふうにいたしました。

それ以外の②、③、④も疫学関連家畜というふうにさせていただいております。

最後、12ページ、最後のページになりますけれども「第5 ワクチン」が書いてあります。牛疫のワクチンは、口蹄疫のワクチンと違ひまして、生ワクチンでして、接種すると生涯にわたって感染を完全に防止するという、そういったワクチンで極めて高い防御効果があるとされています。

したがひまして、撲滅に寄与できたというふう考えられるのですけれども、しかし、ワクチンを打つた場合には、やはり清浄国への復帰が遅れて、我が国の畜産物の輸出に影響を及ぼすおそれがあるとされています。

そこで、これらを踏まえて、2の(1)から(4)、こういったことを考慮して、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に、ワクチン接種の実施を決定するとさせていただいております。

以上が、牛疫の指針でございます。

続きまして、今度は、資料ナンバー6の「牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針(案)」

について御説明させていただきます。

これも、まず、最初に前文がありまして、基本的には口蹄疫と同じですけれども、牛肺疫は、現在、主にアフリカ大陸で発生していきまして、国際的な人、物の往来が増加していることから、我が国に侵入する可能性が否定できないとされています。

2 ページ目の「第1 基本方針」ですけれども、ここに示しますように、牛肺疫についても口蹄疫に準ずるとしまして、ここでも口蹄疫とは異なる2の(1)から(5)までの事項について規定しております。

牛肺疫も予防的殺処分の対象となっていないので、予防的殺処分に関する部分は適用しないというふうに3番のところで記載させていただいております。

次に、3 ページの「第2 異常家畜の発見及び検査の実施」ですけれども、牛肺疫の場合は、異常家畜に関する通報があつて、それが1の①及び②に該当する場合、それ以下の一連の対応が始まるという形になってございます。

その後の対応として特徴的なのは、本病の特徴的な病変というのが4 ページの(3)の1行目の後ろの方に示します肺の大理石紋様というものでございますので、それをデジタルカメラで撮って動物衛生課に送るとしているのですけれども、農家で解剖してというわけにはいきませんので、3 ページの2の(1)に示しますように、当該死体を家保に運搬する方法が記載されています。

それで、写真を撮って送って、あと検体を送付して、都道府県がその後実施する疫学情報の収集ですけれども、それについては、4 ページの(4)になりますけれども、飼養家畜の移動履歴につきましては、過去63日間について調べるというふうになっています。

これも、先ほどの1枚紙を見ていただきますと、同じような、最大潜伏期間プラス7日間という考え方で63日間というふうに牛肺疫の場合はさせていただいております。

次に、今度は6 ページには「第3 病性の判定」というのがありますけれども、実際、怪しいという話になりますと、動物衛生研究所で遺伝子検査、それから血清抗体検査、それから免疫学的抗原検査、それから菌分離検査が行われます。

その結果、どうなると患畜、疑似患畜になるかといいますと、2のところに書いてありますけれども「(1) 患畜」のところは、菌分離検査によって牛肺疫が分離された家畜。

②番は、牛肺疫の病理所見が明確であり、先の大理石紋様ですけれども、それで遺伝子検査で牛肺疫菌に特異的な遺伝子が検出された家畜、または免疫組織学的抗原検査により、牛肺疫菌の抗原が検出された家畜と、これらが患畜になります。

疑似患畜は、6 ページの下①から次のページの⑥までが疑似患畜になります。

ここでも⑤のところに、28日間という数字が出てくるのですけれども、これにつきましても、先ほどの表のように、表の一番右側になりますけれども、最大潜伏期間の約半分、つまり56日の約半分ということで、28日間というふうにさせていただいております。

8 ページは「第4 移動制限区域及び搬出制限区域の設定」でございますけれども、ここはちょっと口蹄疫と違いまして、牛肺疫は原因菌がマイコプラズマですし、口蹄疫ほど

伝播力が強いというわけでもありませんので、移動制限区域については半径 1 km、搬出制限区域は半径 5 km とさせていただいています。

これらの解除要件は、9 ページの下になりますが、移動制限区域については、①の移動制限区域内のすべての農場を対象に実施する清浄性確認検査で陰性が確認され、かつ②ですべての発生農場の防疫措置が完了し、63 日が経過したこと、この 2 つを満たして解除というふうになります。

63 日という数字は、先ほどの最大潜伏期間プラス 7 日という形になります。

①の 52 日という数字、つまり清浄性確認検査の開始時期は、先ほどと同じように 63 日マイナス 11 日ということで 52 日とさせていただいております。

また、半径 5 km の搬出制限区域は、次の 10 ページになりますが、発生確認後、直ちに実施する第 5 の 2 の (1) の発生状況確認検査、これで陰性だった場合には解除するとなっております。

12 ページの「第 5 病原体の浸潤状況の確認」につきましては、これも基本口蹄疫と一緒になんですけれども、調査の対象期間は、牛肺疫の潜伏期間が非常に長いというのがありますので、63 日間というふうにいたしました。

また、疫学関連家畜は、病性判定日から 28 日以内に患畜と接触したものは疑似患畜というふうになってしまいますので、それ以降の 29 日から 63 日のものを疫学関連家畜としました。

それ以外の②、③、④につきましても、疫学関連家畜とさせていただいております。

最後、15 ページになりますが「第 6 ワクチン」でございます。牛肺疫のワクチンは、発生地域において不活化のワクチンが使われているようですけれども、このワクチンは発症抑制には効果のあるものの、感染を完全に防御することはできない。そして、OIE も清浄国では使用すべきではないと言っていますから、原則として使用しないということにさせていただいております。

以上が牛肺疫の防疫指針案でございます。

○山本補佐 続きまして、私の方からアフリカ豚コレラの指針の方について御説明いたします。資料 7 になります。

アフリカ豚コレラについては、現行の豚コレラの防疫指針をベースにつくっておりますので、牛疫、牛肺疫と若干違っている部分がありますので、その辺を中心に御説明いたします。

まず、前文ですけれども、3 のところだけがアフリカ豚コレラの違いが出ていまして、アフリカ大陸にもともと発生があつて、東欧地域で発生が確認されていること。それで、国際的に人・物の往来があることから、我が国に侵入する可能性が否定できないということで用意する必要があるということにしております。

2 ページにまいりまして「第 1 基本方針」のところ、アフリカ豚コレラの方は予防的殺処分、あと、ワクチンについては開発されておられませんので、予防的殺処分とワクチン

に関する規定はありませんということで書いております。

ここで2のところでは口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に準じてと書いておりますが、中身の仕組み自体は、豚コレラの防疫指針によっているのですけれども、今回の見直しで口蹄疫に関する特定防疫指針を基準に全体を見直してありますので、こうした書き方にしております。

3ページ、第2になりますけれども、実際に農家から通報があった場合の対応になります。ここで書いておりますのは、①に40℃以上の発熱、皮膚の出血、全身のチアノーゼが複数あること。

②として、死亡家畜が急激に増加していること、この①と②の異常が両方あれば、アフリカ豚コレラを疑う事例として防疫員を現地に派遣することにしております。

当然、豚コレラを疑う場合には、豚コレラの病性鑑定が行われて、豚コレラが否定されれば、アフリカ豚コレラの検査にも進むわけですけれども、ここでは特にそうではなくて、アフリカ豚コレラを疑う事例として特に挙げております。

そういった場合に、2の(1)で症状がある程度複数でもございますので、病変部位及び好発部位をデジタルカメラで鮮明に多角的に撮影をして、それらを畜産主務課に電子メールで送付するという手続を取ってございます。

あと、採材ですけれども、(3)の方に異常が認められた場合に、血清、あと抗凝固血液、咽頭スワブ、あと死亡家畜の剖検材料として、扁桃、脾臓、リンパ節を検体として採材をして、検査の方は、まず、アフリカ豚コレラとの類症鑑別上必要となる豚コレラに関する検査を実施するということを明記してございます。

そういったことを踏まえて、農場で異常が認められておりますので、写真に異常畜の状況を添えて、動物衛生課に報告する。

(2)の豚コレラの抗体が検出されなかった場合には、動物衛生課と協議をした上で、豚コレラの早い段階の検査として、蛍光抗体検査がありますので、これで否定されたということになれば、必要に応じて、私どもと協議をした上で、動物衛生研究所に材料を送付する。

それで、前回検討いただきましたように、必ずしもここで、百発百中でアフリカ豚コレラの検査ということでもないでしょうということがございますので、ここは1つには、我々と協議ということ、あと、ここで必要によって類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行うということについても明記をしております。

あとは、大きな仕組みとしては、6ページに患畜、疑似患畜の整理を付けております。アフリカ豚コレラについては、患畜になりますのは、ウイルスが分離された場合と、あと、抗原検出で陽性になった場合として、赤血球吸着試験、あとPCR、蛍光抗体検査法による抗原検査の3点で、これらについては、臨床症状が明確であった場合に限って患畜ということで、この疾病と合わせてあります。

疑似患畜についても、他の疾病と同様で、同居畜の場合、あるいは臨床症状が明確で抗

体があった場合、あと、⑤ですけれども、潜伏期間である 15 日の約半分ということで、7 日以内に患畜と接触したことが明らかとなった家畜についても同様に疑似患畜ということになっております。

8 ページにまいりまして、移動制限区域ですが、これは、牛疫や口蹄疫が移動制限区域と搬出制限区域からなっていたのとは異なりまして、移動制限区域があつて搬出制限区域が設けられておりません。それで、移動制限区域の中が、期間の長い区域と期間の短い区域に分かれております。それは、8 ページの(3)のところに、半径 3 km の区域を長期間にわたり移動制限をする防疫区域、その外側を監視区域に区分すると書いておりますけれども、これも豚コレラと同じ方式で、半径 3 km については、潜伏期間プラス 1 週間で 22 日間にわたって移動制限いたします。その外側、3～10km については、防疫措置の終了後、11 日を経過して行った検査で異常がなければ、制限を解除ということになっております。

清浄確認の方法等の手続については、潜伏期間を踏まえて、それぞれ 13 ページに規定をしておりますけれども、潜伏期間からそれぞれ計算をしたものでございます。

少し飛びまして、移動制限区域内の農場への指示事項として、この病気についてはダニの媒介の可能性があるということで、移動制限区域内 10km 圏内に入ったすべての農場に対して、法の第 30 条で消毒ができる規定があるのですけれども、ダニの駆除を行うよう命令するというように規定しております。

その内容は、畜舎内外、壁面、畜舎周辺への薬剤散布ですとか、発生源の特定状況ですとか、あるいは下草刈、農場周辺が荒れていると、大変な生息環境になりますので、そういったことについて草刈等をするというような取組みを移動制限区域内の農場で実施するということになっております。

国内に必ずしもオルニソドロス属である媒介のダニがいるということではないのですけれども、国内のダニが媒介になるおそれも否定はできないということで、こういう仕組みを盛り込んでおります。

ワクチンについては、実用化されたワクチンがないということで規定がございませんので、本文については特に規定ございません。

以上でございます。

○村上委員長 ありがとうございます。では、今の内容について、委員から御質問、御意見、ございませんか。

どうぞ。

○岡部委員

[Redacted]

[Redacted]

○動物衛生課長 [Redacted]

○津田委員 [Redacted]

○岡部委員 [Redacted]

○津田委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○岡部委員 [Redacted]

○津田委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○岡部委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○川田補佐 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○岡部委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○動物衛生課長 [Redacted]

○岡部委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○動物衛生課長 [Redacted]

○岡部委員 [Redacted]

○動物衛生課長 [Redacted]

○岡部委員 [Redacted]

○動物衛生課長 [Redacted]

[Redacted text block]

○岡部委員

[Redacted text block]

○動物衛生課長

[Redacted text block]

○岡部委員

[Redacted text block]

○動物衛生課長

○村上委員長

[Redacted text block]

○清水委員

[Redacted text block]

○山本補佐

[Redacted text block]



[Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○西委員 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○西委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○清水委員 [Redacted]

○西委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

○西委員 [Redacted]

○村上委員長 [Redacted]

○岡部委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

[Redacted]

○岡部委員 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

○岡部委員 [Redacted]

○村上委員長 [Redacted]

○恒光委員 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block]

○山本補佐 [Redacted text block]

○恒光委員 [Redacted text block]

○村上委員長 [Redacted text block]  
○津田委員 [Redacted text block]

[Redacted text block]

○動物衛生課長

[Redacted text]

[Redacted text block]

○村上委員長

[Redacted text]

○恒光委員

[Redacted text]

[Redacted text block]

○動物衛生課長

[Redacted]

○村上委員長

○西委員

[Redacted]

○村上委員長

[Redacted]

○動物衛生課長

○村上委員長

[Redacted]

○清水委員

[Redacted]

○山本補佐

[Redacted]

[Redacted]

○津田委員

[Redacted]

[Redacted]

○村上委員長

[Redacted]

○動物衛生課長

[Redacted]

○津田委員

[Redacted]

○清水委員

[Redacted]

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
○動物衛生課長 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

○村上委員長 御議論ありがとうございました。それでは、他にないようでしたら、本日の御意見を踏まえた修正につきましては、私に御一任いただき、次回の家畜衛生部会において報告するというのでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上委員長 ありがとうございます。もし、さらなる御意見がありましたら、後日、事務局に文書でお送りください。

最後に、事務局から連絡事項等ありましたら、お願いいたします。

○国内防疫調整官 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

それでは、今後のスケジュールについてですが、村上委員長からもお話がありましたが、本日、御審議いただきました事項につきましては、7月26日に予定されております家畜衛生部会において報告させていただきたく思います。

家畜衛生部会における審議の結果につきましては、後日、御連絡させていただきます。以上でございます。

○村上委員長 ありがとうございます。委員から全体を通して、御意見、御質問はありますでしょうか。

どうぞ。

○西委員 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

○動物衛生課長 [REDACTED]

○村上委員長 ほかにありますか。それでは、本日、予定の議事が終了しましたので、進行を事務局にお返しします。少し遅れました。申し訳ありません。

○国内防疫調整官 どうもありがとうございました。本日の委員会の結果概要につきましては、事務局で案を作成しましたので、配付させていただきます。

後刻、この概要を農林水産省のホームページに公表することを予定しておりますので、

御意見、御質問等ありましたら、言っていただきたいと思います。今、配り終わったら読み上げますので、今回も、全部終了したということではなくて、委員長の方からもありましたように、次回の 26 日の家畜衛生部会で審議されることとなりますので、そのとおりまとめさせてもらっています。よろしいでしょうか。読み上げます。

1 番、委員長の互選について、本小委員会に所属する臨時委員の互選により、村上洋介委員が委員長に再度選出された。

2、飼養衛生管理基準の改正について、前回に引き続き、衛生管理区域の設定、家畜の健康観察と異常が確認された場合の対処、埋却地の確保等の規定について議論し、次回の家畜衛生部会で審議されることとされた。

3、早期通報の対象となる一定の症状について、前回に引き続き、口蹄疫の通報対象に発熱、泡沫性流涎、水泡等を組み合わせて定めることについて審議し、次回の家畜衛生部会で報告することとされた。

4、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について、前回に引き続き、移動制限区域及び搬出制限区域の設定方法、移動制限区域内の周辺農場の調査方法等について議論し、次回の家畜衛生部会で審議されることとされた。

5、牛疫、牛肺疫及びアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の制定について、診断方法について議論し、次回の家畜衛生部会で審議することとされた。

以上でございます。

何か御意見等がございましたら、何かございますか。

○西委員

○国内防疫調整官

○西委員

○国内防疫調整官 すみません。それでは、委員長と相談した上で、なるべく早くホームページに載せたいと思います。

それでは、最後に、動物衛生課長の川島からごあいさつ申し上げます。

○動物衛生課長 今日本当にいろいろと御熱心に御審議をいただきまして、ありがとうございました。これまで3回、短期間の間に、盛りだくさんの内容でしたけれども、いろいろな御審議をいただきまして、これで小委員長と御相談の上、今月の 26 日に衛生部会に諮ることができるという状況になったと思っております。

10月に施行するということで、残るところ、もう3か月を切っておりますし、実際、施行した後、また、これがきちんと遵守されるということが必要だと思っておりますので、引き続き、委員の先生方には御指導をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

今日は、どうもありがとうございました。